

(参考様式)

飼養施設の平面図



※ 次に掲げる施設等の配置を平面図の中に記号で示してください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ケージ等（おり、かご、水槽等） | <input type="checkbox"/> 餌の保管設備 |
| <input type="checkbox"/> 運動スペース（※犬・猫の飼養施設のみ、かつケージ等が分離型の基準の場合） | <input type="checkbox"/> 清掃設備（掃除用具等） |
| <input type="checkbox"/> 照明設備 | <input type="checkbox"/> 空調設備
（エアコン、換気扇等※屋外施設を除く） |
| <input type="checkbox"/> 給水設備（給水栓） | <input type="checkbox"/> 遮光するため又は風雨を遮るための設備
（カーテン、ブラインド等※屋内等で必要のない場合を除く。） |
| <input type="checkbox"/> 排水設備（排水口） | <input type="checkbox"/> 訓練場（飼養施設において訓練業を行うものに限る。） |
| <input type="checkbox"/> 洗浄設備（シンク、洗浄用ホース、動噴等） | <input type="checkbox"/> 温度計・湿度計（犬・猫飼養施設のみ） |
| <input type="checkbox"/> 消毒設備
（消毒液噴霧装置、消毒薬保管場所等） | <input type="checkbox"/> 隔離設備 |
| <input type="checkbox"/> 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備 | |
| <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時的保管場所
（保管容器、冷蔵・冷凍庫等） | |

(参考様式)

飼養施設の構造、規模が「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第2項」の基準に適合していない場合、登録が拒否されることとなりますのでご注意ください。

【動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下、施行規則という）第3条第2項】

- 1 飼養施設は、施行規則第2条第2項第4号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。
- 2 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
- 3 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- 4 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
- 5 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
- 6 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- 7 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
 - (1) 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
 - (2) 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
 - (3) 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
 - (4) 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - (5) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- 8 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- 9 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第2条第1号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。
- 10 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る）。ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）
 - (1) 生後1年以上であること。
 - (2) 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。